

令和8年度 新川和江顕彰事業「新川和江 詩のつどい」詩作品募集要項

1 趣旨

結城市名誉市民であり、ゆうき図書館名誉館長である詩人・新川和江氏の功績及び思いを次世代へ継承するとともに、市民一人ひとりの自由な表現活動を尊重し、詩やことばを通して交流する機会として「新川和江 詩のつどい」を開催する。

本事業は、これまで実施してきた「新川和江賞～未来をひらく詩のコンクール～」の理念を発展的に継承し、作品の優劣を競うことよりも、一人ひとりの自由な表現を尊重し、ことばを分かち合う文化事業として実施する。

詩を書く経験の有無を問わず、日頃の思いや暮らしの中で感じたことを、自由なことばで表現できる機会として詩作品を募集し、寄せられた一人ひとりのことばを大切に受け止め、作品集として未来へつなぐ。

2 主催

結城市、結城市教育委員会、公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団

3 応募資格

年齢を問わず、次のいずれかに該当する方（職業として詩作活動を行う方を除く）。

- （１）結城市内に在住、在勤又は在学の方。
- （２）結城市にゆかりのある方。
- （３）その他、主催者が適当と認める方。

4 募集作品

- （１）応募者本人が創作した日本語による未発表の詩一作品。
- （２）題材及び詩の形式は自由。
- （３）作品の文字数は800字以内（題名及び氏名は文字数に含まない）。

※公序良俗に反する内容など、本事業の主旨に不適切な内容と主催者が判断したものは受け付けない。

※生成AI等により作成されたものは応募できないものとする。

5 募集期間

令和8年10月10日（土）から令和8年11月29日（日） ※必着

6 応募方法

次のいずれかの方法によるもの。

- （１）所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、作品を添えて、ゆうき図書館へ持参または郵送する。
- （２）ゆうき図書館ホームページに掲載するWeb応募フォームに必要事項及び作品を入力して送信する。

※ 応募用紙は、ゆうき図書館窓口及びゆうき図書館ホームページから入手できる。

※ 応募先は本要項11「応募・問い合わせ先」のとおり。

7 応募作品の取扱い

- (1) 応募作品の著作権は応募者に帰属する。
- (2) 応募作品の返却はしない。
- (3) 応募作品は、本事業の運営、記録、広報及び顕彰を目的とする範囲において、主催者が応募作品を無償で使用することを許諾するものとする。
- (4) 主催者は、作品集への掲載等にあたり、応募者の意図を損なわない範囲で、表記の統一その他必要最小限の編集を行うことがある。
- (5) 応募者は、応募作品が「新川和江 詩のつどい」において展示及び朗読（希望者）される場合があることを了承するものとする。
- (6) 応募作品が、第三者との間に著作権その他の権利に関する問題が生じた場合は、応募者の責任において解決するものとする。

8 作品集の発行

応募作品は審査及び順位付けを行わず、応募要件を満たした作品は、原則すべて作品集に掲載し編集・発行する。ただし、本要項に反する作品または本事業の趣旨に不適切と主催者が判断した作品は掲載しない。

作品集は、その年に寄せられた市民のこゝろの記録として、ゆうき図書館の資料として保存、提供するとともに、関係機関へ配布し、新川和江氏の理念を未来へ伝える資料として活用する。

9 「新川和江 詩のつどい」の開催

応募者及び市民が詩に親しみ、こゝろを共有する場として開催する。

日時 令和9年2月6日（土）14時～15時30分

会場 石島建設プラネットホール・ゆうき図書館 3階 多目的ホール

- 内容
- (1) 希望する応募者による応募作品の朗読
 - (2) 新川和江氏ゆかりの講師による講話又はトーク
 - (3) 応募作品の展示
 - (4) 参加者同士の交流その他、事業の目的達成に必要な内容

※朗読希望の有無を、応募用紙及びWeb応募フォームで確認する。応募状況等により朗読者数または朗読時間を調整する場合がある。

※内容は変更となる場合がある。

10 個人情報の取扱い

応募により取得した個人情報は、本事業の実施に必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用しない。作品集、展示、ホームページ等に掲載する氏名その他の情報は、応募用紙またはWeb応募フォームで本人の意向を確認する。

11 応募・問い合わせ先

〒307-0051 茨城県結城市国府町一丁目1番地1

公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団（ゆうき図書館）

TEL：0296-34-0150 応募フォーム：ゆうき図書館ホームページに掲載